

東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

平成 23 年 7 月 29 日
東日本大震災復興対策本部

5 復興施策

（3）地域経済活動の再生

⑥観光

- （ii）人材育成や幅広い関係者による地域プラットフォームの形成等により、
自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。
- （iii）陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。

⑩環境先進地域の実現

- （i）環境先進地域（エコタウン）を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら、自立・分散型エネルギー・システムを導入し、
地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。また、復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物のリサイクル等を徹底するほか、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の具体化を図り、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会の形成を促進する。

（4）大震災の教訓を踏まえた国づくり

⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承

- （ii）上記の調査研究の結果も踏まえつつ、地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。その際、被災地域における公文書等の保全・保存を図るとともに、国内外で過去発生した地震・津波の教訓も共有する。情報通信技術を活用しつつ、これらの記録・教訓のみでなく、地域情報、書籍など関係する資料・映像等のデジタル化を促進する。また、今回の震災における消防機関等の活動記録を集積し、その分析・検証を行う。こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築する。
なお、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。